

緑の風 FAX版

NO. 32

2018年4月10日

JR東労組情宣部

**臨時大会の開催は臨時中執で確認されました。
中央執行委員会の途中退席は本部役員の義務違反！**

No. 31で伝えたとおり中央執行委員の12名は途中退席しましたが、臨時第13回中央執行委員会にて、第35回臨時大会を開催することが決定されました。

以下の判例が示すとおり、途中退席しても中央執行委員会は成立しているとともに、退席は本部役員としての義務違反です。ましてや組織として成功させなければならない臨時大会に出席しないという発言は、大会を破壊する行為に他なりません。

【富士火災海上保険事件 判例】

大会成立要件として執行委員の三分の二以上の出席が規定されている場合に、いったん成立した大会の途中で十六名の執行委員のうち十二名が退場し定足数を欠いたとしても、執行委員の出席義務に違反する行為であるから、大会決議は有効である。

【判旨(抜粋)】

既に正当に成立した支部大会における多数決原理をあえて実力で否認する手段としてなされたもので、退場執行委員らの行動は、元来執行委員が大会の構成員とされたこと自体これらの者に出席する権限と共に義務を追わせた主旨と解されるのに、これをあえて否定する行動で違法であること。

全組合員で臨時大会を成功させよう！